

令和4年6月17日

東京都北区堀船二丁目 17 番 1 号
東京書籍株式会社
代表取締役社長 渡辺 能理夫
問い合わせ先 人事総務部広報チーム
電話番号 03-5390-7212

当社における教育課題アドバイザー制度に係る特別調査委員会からの報告書受領に

ついて

東京書籍株式会社（以下「当社」）の教育課題アドバイザー制度（以下「本制度」）の運用について、[令和3年12月7日に当社ホームページにお知らせ](#)しましたとおり、一部、本来の趣旨からの逸脱を疑わせる事案が報告されたため、当社は特別調査委員会（以下「本委員会」）に対し、本制度に関する調査、再発防止策の提言等を委嘱し、調査（以下「本調査」）を進めてまいりましたところ、[令和4年6月7日に調査報告書](#)を受領しましたので、その概要をご報告いたします。なお、調査報告書は別掲の通りですが、プライバシー等に配慮し、氏名・役職名・地名等を公表することは差し控えます。

1. 調査結果の概要

(1) 本委員会による調査結果の概要は以下のとおりです。

ア 本制度は、教育専門家（退職教員等を含む。）を中心とした者を教育課題アドバイザーとして任命し（全国で300～400名程度）、各地域の教育課題についての情報や見解を聴取し、その内容を商品・サービスの企画や内容改善に活かすことを想定して当社において設けられた制度であり、平成29年4月から運用が開始され、令和3年11月30日に廃止された。

イ 当社は兼業届を提出した現職は「採択関係者」に該当しないと解して本制度の制度設計を行っていたが、かかる解釈も成り立つものであり、本制度は、文部科学省発出に係る通知「教科書採択の公正確保について」（以下「公正確保通知」）に一義的に反する制度設計ではなく、また、採択に影響を与えた実態、過大な宣伝活動が行われた実態、及び不当な利益供与に該当する実態もなかった。

ウ 年間4～6名、現職の教員が兼業届を提出した上で教育課題アドバイザーに就任していたが、兼業届を提出した現職は一般社団法人教科書協会（以下「教科書協会」）発行に係る「教科書発行者行動規範」上の「採択関係者」に該当しないと解釈するこ

とも相当であり、また、同規範における過大な宣伝が行われた実態、不当な利益供与に該当する実態もなかった。

エ 本制度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令にも違反しない。

オ しかし、ガバナンスや内部統制等の観点から本制度の創設から運用に至るまでの過程を検証すると、以下の点は不用意であり、適切さを欠くと思料される。

- ・本制度の創設に際し、取締役会決議を経ず、親会社に報告しなかったこと
- ・本制度設計当時、当社は文部科学省や教科書協会に公正確保通知や教科書発行者行動規範の解釈について確認することなく、また、当社内の法務担当部門等に問合せを行うこともなく、文言解釈上問題はないと考えて本制度を設計したこと
- ・教育課題アドバイザーに対してどのような行為を行ってよいか、どのような行為は行えないかといった規範を示す内規等は整備されておらず、運用面は支社の裁量に任せていたこと

カ 調査継続中に外部から本制度に関連する不適切事例として 3 件の情報提供があったため、別件調査として事実関係を精査したところ、いずれにおいても教育課題アドバイザーは実態として教科書の採択に関与しておらず、業務内容は地域の教育課題や専門分野に関する一般的な情報提供であり、また、これらに関連する成果物を受領・保存していたこと、不当な利益供与に該当する実態は認められないことを確認した。

(2) 本制度に疑義が呈された原因

本制度の制度設計や運用には、結果的に、法的な問題はなかったと評価されましたが、手続と運用の面で不適切な点があり、そのために本制度に疑義が呈される事態となりました。その原因として、以下の問題点を指摘されました。

- ア 全社的に重要課題に取り組む姿勢の欠如
- イ 内部統制システムの機能不全
- ウ 企業組織風土、部門間の壁
- エ 教科書協会との連携の不足等

(3) 再発防止策

調査結果と本制度に疑義が呈された原因を踏まえ、本委員会からは以下を始めとする再発防止策が提言されました。

- ア ガバナンス改革
- イ 意思決定体制の変革
- ウ 内部統制システムの再構築
- エ 人事異動と人材育成
- オ 自社の情報収集活動のあり方の見直し及び教科書業界全体の変革

2. 今後の対応について

(1) 本委員会の提言を受けての当社の再発防止策

調査結果を受けて、今後、当社として、情報収集活動のあり方の見直しを含む以下のような対策を取り、再び疑義を生じさせることのないよう努めてまいります。これらの対策を早急に実現するために、社内にプロジェクトチームを立ち上げ、役員、幹部社員、若手社員を幅広く取り込んで具体策を検討してまいります。

① ガバナンス改革

取締役相互および監査役の監視監督機能の充実を図ります。また、重要課題が取締役会に上程されない事態を防止すべく、社内規定を見直します。

② 内部統制システムの再構築

内部統制システムの機能をより充実させるため、営業規範の改訂、コンプライアンス教育の一層の充実を図ります。また、管理部門、監査部門の機能の充実を図ります。

③ 企業風土の改革

上層部からの一方的な圧力を排し、課題を全員で共有し、解決していく風通しの良い企業風土に、役員一同先頭に立って変革してまいります。

④ 人事異動と人材育成

営業部門・編集部門・管理部門等の部門間の横断的な人事異動を図りつつ、より風通しのよい企業組織風土再構築に意を尽くし、併せて、人材育成の観点を怠らず、来る DX 時代における教科書作りを全社一丸となって邁進し、社会貢献していく企業組織風土を改めて創りあげてまいります。

⑤ 情報収集活動のあり方の見直し

疑義が生じた本制度のような情報収集活動を見直し、今後は、対価を伴う情報収集活動は行わないなど、疑義を生じる余地のない、より明快なルールを策定し、引き続き教育界と適切にコミュニケーションを取り、よりよい教科書・教材・コンテンツ作りを目指してまいります。

また、必要に応じて、教科書協会との連携も密にし、課題の解決に努めてまいります。

(2) 今後の当社の方針

当社は、コンプライアンス体制の整備及び改善に取り組んでまいりましたが、このような疑義が呈されたことに関しまして、取引先をはじめ関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたします。公教育に携わる企業として、本件を深く反省し、さらなるガバナンスの強化と、健全な経営の持続に努めてまいります。

本委員会からは、本制度が教科書発行者行動規範に抵触しないという当社の解釈は相当であり、その他の法令に反する事実もない、との結論が示されました。もっとも、当社は、

情報収集の活動の在り方を改めて再考察することといたします。すなわち、本制度の制度設計に当たり不用意で適切さを欠く面があったことや幅のある運用がなされ得る実態であったことを踏まえ、本制度の廃止は継続します。そのうえで、さらに進んで、教科書等作成に必要な執筆、編集等の活動以外の教育現場からの情報収集活動につき、対価を第三者に支払うことを一切取りやめることといたします。

さらに、検討結果は教科書協会を通じて他の教科書発行会社にも紹介し広く議論する場を構築する等、同協会との連携を通じ教科書業界全体が一丸となった変革の契機を作ることを率先垂範して進めてまいります。

以 上